



三重県公報

令和8年5月19日 (火)

第 720 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
3	三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
4	三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	5
告 示			
340	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	5
選 管 告 示			
27	参議院選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	6
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	14
	土地改良施設管理規程の変更認可	(同)	14
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	14
	同件	(同)	15
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	15
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	15

公安委規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年五月十九日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

三重県公安委員会規則第三号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 1 (Purpose) and Article 2 (Definitions) of the Police Commission Rules. Changes include the addition of 'National Police Commission' and 'National Police Commission Rules' to the scope of application, and updates to the definitions of 'Administrative Procedures' and 'Information Communication Technology Utilization'.

<p>行い、又は行わせるために運営するものをいう。） の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等の手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力又は送信を行うときは、公安委員会の定めるところにより当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p> <p>5 条例等の規定に基づき同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。</p> <p>(情報通信技術による手数料の納付)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 情報通信技術利用条例第三条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)</u>第六条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</p> <p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請等をする者について対面により本人確認を</p>	<p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等の手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法令等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力又は送信を行うときは、公安委員会の定めるところにより当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p> <p>5 法令等の規定に基づき同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。</p> <p>(情報通信技術による手数料の納付)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 情報通信技術利用条例第三条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、<u>情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p> <p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請等をする者について対面により本人確認を</p>
---	---

<p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</p>	<p>する必要があると公安委員会等が認める場合</p> <p>二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合</p> <p>三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項又は第二項の規定による入力 が困難である場合</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可 能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合</p> <p>2) 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を 使用する方法により行うことが困難又は著しく不適 当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織 を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日か ら一週間以内にならなければならない。</p> <p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</p>
<p>第五条 情報通信技術利用条例第四条第一項に規定する 電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子 計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計 算機であつて公安委員会等が定める技術的基準に適 合するものと電気通信回線で接続した電子情報処 理組織とする。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	<p>第六条 情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信 技術利用条例第四条第一項に規定する電子情報処理 組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分 通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて 公安委員会等が定める技術的基準に適合するものと 電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>
<p>第六条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第四条 第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方 法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等 を書面等により行うときに条例等の規定により書面 等に記載すべきこととされている事項を公安委員会 等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しな ければならない。</p>	<p>第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第 一項又は情報通信技術利用条例第四条第一項の規定 により電子情報処理組織を使用する方法により処分 通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等によ り行うときに法令の規定により書面等に記載すべき こととされている事項を公安委員会等の使用に係る 電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</p>	<p>第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規 定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とす る。</p> <p>一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別 番号及び暗証番号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通 知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が 定めるところにより行う届出</p> <p>三 前三号に掲げるもののほか、公安委員会等が定め る方式</p> <p>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する 方法により行うことが困難又は著しく不相当と認め られる部分がある場合)</p>
<p>第九条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処 分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法 により行うことが困難又は著しく不相当と認められ る部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人</p>	<p>第九条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処 分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法 により行うことが困難又は著しく不相当と認められ る部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人</p>

<p>第七条・第八条 (略) (氏名又は名称を明らかにする措置)</p>	<p>確認をする必要があると公安委員会等が認める場合 一 処分通知等に係る書面等のうちに原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合 第十条・第十一条 (略) (氏名又は名称を明らかにする措置)</p>
<p>第九条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第四条第三項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。</p>	<p>第十二条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第四条第三項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。 2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。 第十三条・第十四条 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和八年五月十九日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

三重県公安委員会規則第四号

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成十八年三重県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(弁明通知) 第三条 (略) 2 (略) 3 法第五十一条の四第七項の規定による措置は、弁明通知公示送達書(第三号様式)により行うものとする。</p>	<p>(弁明通知) 第三条 (略) 2 (略) 3 法第五十一条の四第七項の規定による措置は、<u>弁明通知公示送達書(第三号様式)により行うものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

告 示

三重県告示第340号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、次のとおり区域登録検査機関の登録事

項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和8年5月19日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成14年6月11日 第3号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
伊藤 紘一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242026701

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
練木 昌弘	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416076

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和8年5月19日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小島 智子	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和7年6月3日から	第1回分
出納責任者氏名	出口 正人				令和7年7月30日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	2,424,340 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	560,365
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	300,000
立憲民主党三重県総支部連合会	政党	6,200,000	集会会場費	260,365
			通信費	4,478,085
			交通費	366,438
			印刷費	2,743,470
			広告費	3,839,137
			文具費	1,656,890
			食糧費	796,778
			休泊費	204,896
			雑費	812,855
その他の寄附	3件	20,000		
その他の収入		130,000		
今回計		11,350,000	今回計	17,883,254
前回計		0	前回計	0
総計		11,350,000	総計	17,883,254

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	340,000 円
	ビラの作成	954,100 円
	ポスターの作成	1,440,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000 円
	政見放送のための録画等	3,203,000 円
	計	6,573,237 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小島 智子	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和7年7月14日から	第2回分
出納責任者氏名	出口 正人				令和7年8月18日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	26,400 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
立憲民主党三重県総支部連合会	政党	720,500 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	555,500
			広告費	165,000
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	10,715
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		720,500	今回計	757,615
前回計		11,350,000	前回計	17,883,254
総計		12,070,500	総計	18,640,869

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年9月8日	第2回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉川 有美	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和7年5月30日から	第1回分
出納責任者氏名	村田 友和				令和7年7月31日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,700,440 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,620,242
自由民主党三重県参議院選挙区第一支部	政党	15,222,800 円	選挙事務所費	1,195,491
			集会会場費	424,751
			通信費	132,100
			交通費	457,730
			印刷費	2,778,950
			広告費	5,754,213
			文具費	44,409
			食糧費	304,899
			休泊費	324,880
			雑費	1,347,610
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		15,222,800	今回計	14,465,473
前回計		0	前回計	0
総計		15,222,800	総計	14,465,473

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	357,850 円
	ビラの作成	954,100 円
	ポスターの作成	1,467,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015 円
	政見放送のための録画等	2,975,000 円
	計	6,392,558 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	難波 聖子	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間	令和7年5月17日から	第1回分
出納責任者氏名	鈴木 光雄				令和7年7月19日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	255,186
参政党三重県支部連合会	政党	1,302,231 円	選挙事務所費	230,000
			集会会場費	25,186
			通信費	880
			交通費	6,730
			印刷費	1,188,153
			広告費	4,209,140
			文具費	87,013
			食糧費	4,204
			休泊費	12,294
			雑費	40,082
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,302,231	今回計	5,803,682
前回計		0	前回計	0
総計		1,302,231	総計	5,803,682

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	511,995 円
	ポスターの作成	651,596 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	46,200 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	88,660 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	3,203,000 円
	計	4,501,451 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	難波 聖子	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間	令和7年8月8日から	第2回分
出納責任者氏名	鈴木 光雄				令和7年8月13日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
参政党三重県支部連合会	政党	107,933 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	11,173
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	94,800
			文具費	1,060
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑費	900
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		107,933	今回計	107,933
前回計		1,302,231	前回計	5,803,682
総計		1,410,164	総計	5,911,615

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年8月15日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	難波 聖子	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間	令和7年8月14日から	第3回分
出納責任者氏名	鈴木 光雄				令和7年9月15日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
参政党三重県支部連合会	政党	14,165 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	14,165
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		14,165	今回計	14,165
前回計		1,410,164	前回計	5,911,615
総計		1,424,329	総計	5,925,780

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年9月16日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,444,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	橋本 博幸	候補者届出政党 又は所属党派	NHK党	期間	令和7年6月18日から	第1回分
出納責任者氏名	橋本 博幸				令和7年7月20日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
NHK党	政治団体	286,684 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	240,792
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	45,892
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		286,684	今回計	286,684
前回計		0	前回計	0
総計		286,684	総計	286,684

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年8月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 5 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

大仰石橋土地改良区（津市一志町大仰 369 番地 1）

退任理事

津市一志町石橋 255 番地
 " 一志町大仰 1535 番地
 " " 901 番地
 " " 3228 番地
 " " 1651 番地 2
 " " 1024 番地
 " " 923 番地
 " 一志町石橋 267 番地
 " " 260 番地 2

松 田 正 美
 小 山 博 之
 岡 野 吉 秀
 山 本 正 光
 前 田 孝 幸
 篠 田 佳 之
 山 崎 司
 宮 本 美佐生
 松 田 隆

退任監事

津市一志町大仰 1077 番地
 " " 531 番地 1

森 田 日出男
 川原田 文 雄

就任理事

津市一志町石橋 255 番地
 " 一志町大仰 1456 番地
 " " 916 番地
 " " 1649 番地
 " " 1331 番地
 " " 1112 番地 2
 " " 859 番地
 " 一志町石橋 267 番地
 " " 260 番地 2

松 田 正 美
 寺 田 優
 中 川 弘 巳
 西 川 宗 孝
 山 本 孝 広
 森 山 眞理子
 森 澤 啓
 宮 本 美佐生
 松 田 隆

就任監事

津市一志町大仰 2039 番地
 " " 531 番地 1

森 川 洋 行
 川原田 文 雄

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 3 項の規定により、宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）の管理規程の変更を令和 8 年 5 月 1 日付けで認可しましたので、同条第 4 項の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施設の名称
宮川用水土地改良区粟生頭首工
- 2 施設の概要
粟生頭首工 堰長 L=189.7m

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 5 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び地上レーザ測量）
- 2 作業期間
令和8年4月27日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域
伊賀市菖蒲池、同市湯屋谷及び同市蔵縄手

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和8年5月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び地上レーザ測量）
- 2 作業期間
令和8年4月27日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域
伊賀市蔵縄手、同市湯屋谷及び同市安場

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年3月27日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和8年5月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年5月19日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 4月28日	員弁郡東員町大字鳥取字西之内617-5の一部ほか2筆、字壺本杉629-2の一部ほか1筆、字元鳥取751-3の一部ほか13筆及び字中之内1016-5の一部	津市押加部町10-30 株式会社ジオ 代表取締役 櫻井 洋

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>